平成２２年（フ）第３６８号
さいたま市見沼区大字南中丸1005番地　ハイネスドミールＡ201、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸1290番地21
債務者　大内　正男
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
埼玉県久喜市吉羽３丁目９番地３　リバーハイツ２―101
債務者　齋藤　正道
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３号
千葉県君津市外箕輪４丁目32番57号
債務者　小林　哲男
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第７８号
千葉県木更津市久津間980番地
債務者　木村　はる
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第８５号
千葉県木更津市清見台１丁目16番５号
債務者　近藤　克巳
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３７６号
愛知県知多市八幡字儀七山33番地の１　ファミールＹ・Ａ201
債務者　出石　　司
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４８１号
名古屋市中村区長筬町４丁目26番地　メゾン政喜Ⅲ301号
債務者　髙野　大介
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５６０号
愛知県春日井市美濃町２丁目２番地　レジデンス丸新203号
債務者　三ツ山　宏
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６６７号
愛知県豊明市三崎町三崎15番地18
債務者　矢野　久美（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９１号
名古屋市南区元柴田東町４丁目７番地　リエス元柴田303号
債務者　清水　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７０６号
名古屋市中川区下之一色町字操出19番地
債務者　森　　和子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７４３号
名古屋市緑区横吹町1408番地
債務者　西尾　美穂
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４号
三重県伊勢市中島２丁目17番32号
債務者　御村　要人
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
岡山県総社市上林682番地３
債務者　守安　節雄
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
青森県十和田市東十三番町14番26号　ごよう荘８号
債務者　相内美加子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第６７号
青森県十和田市東二十三番町19番23号
債務者　和田　　信
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第６８号
青森県十和田市東三番町27番13―１号
債務者　相間野繁昭
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
青森地方裁判所十和田支部